

道等にかかる相談処理申請書

提出日		令和 年 月 日	受付年月日	令和 年 月 日
相談者	氏名		TEL	

1. 相談地（建築計画又は売買取引対象の敷地等）	
地名地番：	住居表示：
注）住居表示がない場合は、近隣の住居表示を記入してください	
添付書類	☐ 付近見取り図（敷地及び道等の部分が分かるように明示してください）

2. 相談の道等の構成	
☐ 農道	☐ 里道
☐ 水路	☐ その他の公有地
☐ 民有地	

添付書類

☐ 概要図（道等の形状、道等に接する周辺敷地の接道状況が確認できるもの、写真撮影箇所を明示）
☐ 現況の写真（道等の始点から終点までの全景（複数枚に分けて可）、最小・最大幅員の計測）
☐ 公図の写し※（敷地及び道等の部分に分かるように明示してください）
☐ 登記事項証明の写し※

※原本のコピー、インターネットにより取得したもの又は要約書でも可

3. 相談の道等によって接道を確保している敷地の建築物（過去を含む）			
☐ なし ☐ 1 棟 ☐ 2 棟以上			
建築物その 1（地名地番： ）			
添付書類 (いずれか)	☐ 建築計画概要書 ☐ 合筆、滅失等による閉鎖謄本・抄本 ☐ その他（	☐ 国土地理院の空中写真	☐ 建物の登記事項証明書
建築物その 2（地名地番： ）			
添付書類 (いずれか)	☐ 建築計画概要書 ☐ 合筆、滅失等による閉鎖謄本・抄本 ☐ その他（	☐ 国土地理院の空中写真	☐ 建物の登記事項証明書

4. 境界確定の経過（里道、農道、水路の場合のみ）	
☐ 両側確定有（路線の全部）	☐ 両側確定有（路線の一部）
☐ 片側確定有（路線の全部）	☐ 片側確定有（路線の一部）
添付書類	☐ 境界確定証明書（写し）

※ 農道等の法定外公共物についての情報は、各所管課にお問い合わせください。

(各所管課の一覧はこちら)

本書による処理が不要な場合（裏面参照）もあるため、
事前に建築指導課へご相談いただくことをお勧めします。

※ なお、齟齬が生じる可能性があるため、電話での相談はご遠慮ください。

相談処理が不要となる主な例

既に判断されてる道等である
これまでの相談の結果は、かごしま i マップ（市道網図・建築基準法道路）にて確認できます。 https://www.city.kagoshima.lg.jp/machizukuri/kaihatsu/kenchiku/kenchikukizyun/index.html
開発行為により整備された道路である
開発行為により整備された道路（開発道路）で幅員4m以上の道等は、法第42条第1項2号道路に該当します。 開発道路の範囲は、土地利用調整課にお問い合わせください
専用通路等により接道が確保できる形態である
【 接道が確保できる例 】 道等の部分を専用通路として敷地設定した場合に、道等に接する宅地の全てが、建築基準法上の道路に接することができる
※ ただし、法が適用される際、既に道として存在している場合は、1項3号又は2項道路に該当する可能性もあるためご注意ください